

政令第三百五十五号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条及び文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第三条）

第二章 経過措置（第四条）

附則

第一章 関係政令の整備

（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令（昭和二十四年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「図書」を「著作物」に改め、同条中「文部科学省が著作名義を有する」を削り、「図書は、左の通り」を「著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものは、次のとおり」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材（学校教育法施行令の一部改正）

第二条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条（見出しを含む。）中「第三十四条第三項」を「第三十四条第五項」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

第二章 経過措置

第四条 文化庁長官は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「新法」という。）第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項（これらの規定を新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の算出方法を定めようとするときは、改正法の施行の日前においても、文化審議会に諮問することができる。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。